

文部科学省関係事項

母と女性教職員の会の運動は 1954 年に始まり、今年で 63 年となります。この運動は、平和な社会を求める草の根運動の草分けといえるものです。

「子どもたちが、平和のうちに育つ社会を実現するために、全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」と呼びかけたアピールが全国婦人教員研究協議会で採択され、以来、全国各地で連帯活動を進めてきました。1975 年から毎年東京で開催している全国集会では、国連の「女性年」「子ども年」「障害者年」「平和年」などの趣旨に学び、国際的な視野に立って、「憲法・平和・教育を守ろう」と確認してきています。

各地で課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40 人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共学、学校給食の実現、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、ゆたかな教育の実現のため、次のように求めます。

記

1. 高等学校等の「奨学のための給付金」の増額と対象者の拡大をはかるとともに、必要な人に十分行きわたる大学の給付型奨学金制度を創設すること。また、すべての学生がより安心して学べる環境整備として大学授業料の減額をすすめること。
2. すべての子どものゆたかな学びを保障するため、教職員定数の計画的改善を行うこと。また、学校における合理的配慮が保障されるよう、予算措置を含めた施策を講じること。
3. 学習指導要領の趣旨に反した部活動全員加入の実態を解消するとともに、教職員の負担が軽減されるよう、部活動外部指導員の活用など条件整備をすすめること。
4. 学校が「土曜授業」を行う場合は、学校 5 日制の趣旨をふまえ、授業時数確保のためのもとならないよう環境づくりを行うこと。また、教職員の多忙化に拍車をかけるものとならないよう労働条件を整備すること。

以上